

令和 6 年度「福岡県感染拡大防止協力金債権回収業務」特記仕様書

本特記仕様書は、福岡県感染拡大防止協力金債権回収業務の仕様書「第 4 委託業務内容」における業務の詳細を定めるものである。

第 1 債権回収業務委託内容

1. 文書発送による催告対応及びそれに関する問い合わせ対応業務

- (1) 受託者は、委託者が提供する「催告対象者リスト」をもとに催告書を作成し、回収業務を受託したことを通知する文書（以下「委託兼受託通知書」という。）とともに、「催告対象者リスト」に記載された債務者等（以下「催告対象者」という。）あてに郵便で発送すること。郵便の種別は、特定記録郵便など先方に届いたことが証明できるものとする。
- (2) 委託兼受託通知書の文中には、以下の項目を明記する。
受託業者名／担当弁護士名／問い合わせ先
- (3) 郵送にかかる費用一切は、受託者が負担する。
- (4) (1) による送付後、受託者は原則催告対象者全員に対し、電話による催告を行うこと。ただし、電話による催告が適切ではないと思われる場合には、委託者に協議の上、対応を検討すること。
- (5) 架電の際には、受託者の名称と委託者から回収業務を受託している旨を告げた上で、催告を行うこと。また、対象者の承諾なく、午後 9 時から翌朝午前 8 時までの時間帯は架電しないこと。
- (6) 間隔をおいて複数回架電しても催告対象者と連絡が取れない場合、または登録された電話番号が不使用の場合等は、番号案内サービスを使用する等の方法で調査を行い、催告対象者の連絡先を確認し、返還催促を行う。調査により新情報が判明した場合は、受託者は、その情報により返還催促を行う。
- (7) 受託者は、受託者が行う催告に関して催告対象者から問い合わせがあった場合には、委託者が提供する審査情報に基づいて回答すること。必要に応じて、個別具体的な審査内容及び審査結果についても説明を行うこと。対応後は委託者に対応状況を報告する。対応に当たり不明点等が発生した場合には、委託者に協議の上、検討すること。
- (8) 受託者は、催告対象者との交渉内容について、任意様式の報告書により原則毎週 1 回委託者に報告すること。なお、委託者は必要に応じて 1 日 1 回程度、受託者に交渉内容の報告を求める場合もある。
- (9) 受託者が催告対象者との交渉を行う中で、以下のような場合には「連絡票」（任意様式）により委託者に報告すること。
 - ア. 催告対象者が移転又はその他の事由により所在が不明となり、返還交渉が滞る場合
 - イ. 催告対象者が死亡したとき又は死亡していることを知った場合

- ウ. 文書及び架電による催告行為のみでは返還を達成できないと思われる場合
- エ. 催告対象者が分納の意思を示した場合

(10) 催告対象者又は代理人等から、文書やメール等で回答を要求された場合は、法的知見を踏まえて、受託者の名で作成し、送付すること。作成にあたっては、委託者と十分に協議すること。必要に応じて、個別具体的な審査の内容及び審査結果についても説明できる内容とすること。なお、郵送にかかる費用の一切は、受託者が負担する。郵便の種別は、特定記録郵便など先方に届いたことが証明できるものとする。

2. 各種調査業務

受託者は、債務者等の状況に応じて、下記の調査業務を行うこと。

(1) 現地訪問調査

受託者は、委託者が指示する債務者等に対して現地訪問を行い、状況を調査したうえで、下記のとおり催告を行うこと。

また、上記1(9)ウのとおり報告を受けた場合、委託者は必要に応じて同様の業務の実施を依頼する。

ア. 現地で債務者等と会えた場合は、受託者は、受託者の名称と委託者から回収業務を受託している旨を告げた上で、連絡先等を訪ね、返還催促を継続し、交渉結果を委託者に報告すること（報告様式は任意とする。）

イ. 債務者等と会えなかった場合は、受託者は、受託者の名称と委託者から回収業務を受託していること、及び受託者が訪問したことを知らせ、折り返し連絡するよう記載した文書を差し置くこと。

ウ. 原則として、午後9時から翌朝午前8時までの時間帯は本調査業務を行わないこと。これらの業務終了後は直ちに結果を委託者に報告すること（報告様式は任意とする）。

【報告内容の例】

- ① 調査方法
- ② 面談相手・聞き込み先及び連絡先
- ③ 居住環境・居住の状態
- ④ 表札、ポスト、郵便物等の状況
- ⑤ 電気、ガスメーターの状況
- ⑥ 家主、管理会社の連絡先
- ⑦ その他（在宅時間、居住人数、連絡先電話番号、勤務先、支払い能力、その他判明した新情報等の申し送り事項等）

(2) 財産調査

受託者は、債務名義取得、履行請求、及び強制執行等の準備等のため委託者から指示があったときは、債務者等の財産状況等について以下の方法により調査を行う

こと。また、これらの業務終了後は直ちに結果を委託者に報告すること。（報告様式は任意とする）。

ア．債務者等の居住地等を訪問し、資産の状況を調査すること

イ．第三者からの情報取得手続を申し立てること

ウ．その他状況に応じて適切と思われる手段

（3）所在調査

受託者は、委託者が指示する債務者等について、その所在の調査を実施する。

また、上記1（9）イのとおり報告を受けた場合、委託者は、必要に応じて法定相続人の特定及び返還交渉を依頼する。業務終了後は直ちに結果を委託者に報告すること。（報告様式は任意とする。）

なお、調査の結果、相続放棄が判明した場合は、家庭裁判所の相続放棄申述受理証明書を手し、委託者へ連絡すること。

3．個別法律相談業務

受託者は、委託者の依頼により、本契約にかかる債権回収に関する事項について、法律的観点から相談に応じること。相談方法は、原則として対面またはオンライン会議によるものとする。

4．報告業務

受託者は、債務者等との交渉情報を主として以下の項目で整理し、「業務報告書」及び「個別の交渉記録」を原則として毎週1回、委託者あてに電子データにて報告すること。

（1）催告を実施した債務者等の一覧

（2）架電先、交渉時間、交渉相手、交渉内容

（3）各種調査を実施した債務者等の一覧

（4）その他特記事項

また、委託者が本契約の履行に関して調査を求めた場合、速やかにこれに応じ、調査結果等を委託者に報告すること。報告結果に対して委託者が問題点を指摘した場合には、これを改善すること。

第2 委託業務の終了

委託期間中に返還を完了した者は、確認された時点で催告業務は完了となるが、引き続き契約期間満了までその者からの問い合わせ等に対応し、委託者に報告するものとする。

第3 データ等の授受

催告業務実施に必要なデータ等の授受は下記により行う。

（1）引き渡しデータ等

- ア. 審査の過程及び審査結果
- イ. 債務者等との交渉記録
- ウ. 受託者が作成した催告書
- エ. 調査で判明した事実を記載した報告書

(2) データの引き渡しの確認

データ等の引き渡しについては、委託者の指示に従うこと。

第4 想定数量

想定数量は別添のとおりとする。

第5 その他

本特記仕様書の解釈について疑義が生じた場合は、委託者と協議の上定めるものとする。